

成人おめでとう！ 考えてみませんか…

大人としての義務

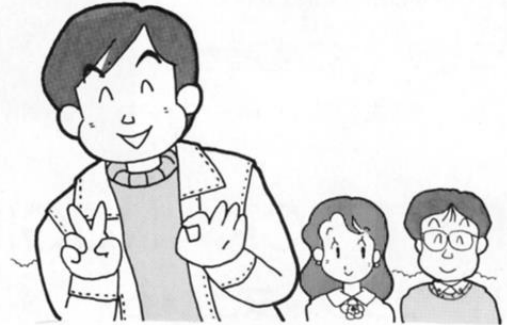
20歳のあなたは…

現在学生の人

平成3年4月から
20歳以上の学生の
人は、必ず国民年
金に加入しなけれ
ばなりません。



あなたは第1号被保険者です



国民年金加入の届け出が必要です。20歳にな
ったら、市役所国民年金窓口で加入手続きを
してください。

加入後は、国民年金保険料を納めることにな
ります。保険料は、月額11,700円（平成
7年度）です。

現在自由業の人

（フリーアル
バイター・
自営業・無
職など）



あなたは第2号被保険者です

国民年金に自動的に
加入されますので、
届け出の必要はあり
ません。



現在会社員の人

（勤め先で厚
生年金保険
や共済組合
に加入して
いる人）



あなたは第3号被保険者です

保険料を納める必要は
ありませんが、第3号
被保険者であること
の認定を受ける届け出
が必要です。

